

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	法令番号	平成 3 年法律第 57 号					
手続名	雇用管理改善計画の変更の認定	根拠条項	第 5 条第 1 項					
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 改善事業の目標、内容、実施時期が基本方針に照らして適切なものであること。 改善事業の内容、実施時期、実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。 事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。 							
	受付機関	産業人材課	処理機関	産業人材課	交付機関	産業人材課	標準処理期間	30日
							標準経由期間	日